

業 務 仕 様 書

1. 件 名

周南市徳山モーターボート競走場夜間及び非開催日日直警備業務

2. 履行場所

周南市大字栗屋 1 0 3 3 番地（ボートレース徳山）

3. 業務目的

周南市徳山モーターボート競走場（以下「ボートレース徳山」という。）の秩序維持及び顧客サービスの向上を図り、円滑な施設運営に寄与することを目的とする。

4. 履行期間

令和 7 年 8 月 1 日から令和 10 年 7 月 31 日まで

5. 業務範囲

ボートレース徳山の施設の夜間及び非開催日日直警備（競走会選手宿舍含む）

6. 業務内容

（1）出入管理（受付）業務

- ①施設内への入退場管理
- ②各室鍵の受渡し及び保管
- ③不法侵入者、不審者の侵入防止、発見、阻止及び牽制
- ④不審物の持込防止並びに早期発見と処置
- ⑤物品搬入管理
- ⑥早朝出勤者、来訪者に対する入場手続き

（2）防災監視業務

- ①防災設備（機械警備装置を含む）による監視、操作、対処
- ②緊急事態発生時の対処、処置
- ③関係各所への連絡、通報
- ④その他、警備、防犯上必要な指示、連絡

（3）巡回業務

- ①火災、盗難の予防、防止、その他事故発生の兆候の発見と処置
- ②不正、不良行為の予防、防止
- ③消火器、消火栓諸設備の外観点検
- ④緊急経路、階段上等の障害となる物品の排除のための処置
- ⑤火気使用者に対する注意、指導

- ⑥盗難発生時における通報及び現場保存
- ⑦不審者、不法侵入者が潜伏する恐れがある箇所の点検並びに不審物、放置物の発見と処置
- ⑧建物及び付帯施設の破損箇所発見時の報告並びに緊急と認められた場所の通報、処置
- ⑨浸水、漏水事故発見時の通報、応急処置
- ⑩隣接地帯より波及する恐れのある事故の発見と処置
- ⑪不法侵入者、不審者の早期発見と処置
- ⑫門扉、シャッター及び各所窓等の施錠、解錠の点検
- ⑬不必要電灯の消灯及び不必要電源の切電
- ⑭ガス等火気使用場所の安全確認と処置
- ⑮危険、禁止行為の発見と阻止
- ⑯その他防災上必要と認める事項

(4) 緊急対処業務

火災、その他非常事態が発生した場合は、関係各所に通報、連絡するとともに事態に適合した正確かつ迅速な対応、処置

- ①現場における消火活動、負傷者の救護、その他必要な第一次処置
- ②人命を優先した、適切な避難誘導、その他の処理
- ③火災、盗難等の併発的災害防止
- ④火災発見時における通報及び初期消火
- ⑤風水害、その他事前に予知し得る事態については、協議のうえ対処

(5) 開放、閉鎖業務

- ①所定時間に指定された扉、シャッター等の開閉
- ②早朝、夜間の投票所周辺、大ホールの照明点灯及び消灯
- ③外向発売所の駐車場開放、閉鎖

(6) その他の業務

- ①電話、伝言、受付及び連絡
- ②ナイター開催時における電話対応
- ③出走表の各所への振り分け

(7) その他発注者が必要と認める事項

7. 警備実施要領

(1) 資格及び人員配置

- ①警備業法第4条に基づく公安委員会の認定を受けていること。
- ②警備業法に定める教育訓練を受けた者であること。
- ③常に清潔を保持すること。
- ④言動動作に注意し、他の者に不快感を与えないこと。
- ⑤夜間業務2名、非開催日業務2名で警備にあたること。
- ⑥施設工事を行うにあたり、施設警備方法を変更する必要がある場合、業務内容等について、別途、発注者受注者協議のうえ決定するものとする。
- ⑦顧客サービスの側面から、男女雇用機会均等に配慮すること。
- ⑧警備員の名簿を発注者に提出し、その登録された隊員の中から配置すること。
- ⑨警備員の服装及び装具は、受注者制定のものとする。

(2) 緊急時における外向発売所に係る業務

外向発売所において、不測の事態が発生し、外向発売所の営業開始に必要な準備が困難に陥った場合、受注者の警備員は、速やかに発注者の定める緊急時の対応を行うものとする。

(3) 権限及び義務

- ①業務遂行に当たって警備上必要な権限は、発注者が付与するものとする。
- ②受注者は、業務遂行に当たっては、職務中知り得た機密事項の一切を他に漏洩しない義務を負うものとする。

(4) 業務日数

業務日数は、別表のとおりとする。ただし、事情により日数を増減する場合がある。

(5) 業務時間

業務の時間は、次のとおりとする。

- ① 夜間業務…17時00分から翌朝9時00分まで（1時間の休憩を含む）
- ② 非開催日日直業務…9時00分から17時00分まで（1時間の休憩を含む）

ただし、発注者が必要と認めるときは、業務時間の変更及び延長並びに人員の増減をすることができるものとする。

8. 委託料

本業務の委託料については、7（5）に示す①夜間業務及び②非開催日日直業務に係るものを同額とし、その1人当たりの日額単価を入札金額とする。

9. その他

本業務における契約は、周南市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成17年周南市条例第10号）第2条第1号に基づく長期継続契約であるため、この契約を締結した年度の翌年度以降の履行期間において、各年度における長期継続契約の予算の範囲内で契約を継続するものである。

以上

別 表

周南市徳山モーターボート競走場夜間及び非開催日日直警備に係る人員及び日数

(令和7年8月1日～令和8年3月31日)

業務内容	人員 (1日あたり)	日数
夜間業務	2	243
非開催日日直業務	2	109

(令和8年4月1日～令和9年3月31日)

業務内容	人員 (1日あたり)	日数
夜間業務	2	365
非開催日日直業務	2	173

(令和9年4月1日～令和10年3月31日)

業務内容	人員 (1日あたり)	日数
夜間業務	2	366
非開催日日直業務	2	174

(令和10年4月1日～令和10年7月31日)

業務内容	人員 (1日あたり)	日数
夜間業務	2	122
非開催日日直業務	2	60

※開催日数は予定のため、中止・順延等の諸事情により開催日程は変更となる場合があります。